

興 教 大 師 の 教 化

— 懺悔と立願 —

真 保 龍 敞

序 言

興教大師覚鑒上人（一〇九五—一一四三）の教化について、その特質を考えてみたい。その時、大きな柱として、副題に掲げた如く、懺悔と立願、そして、今回は及ばなかったが、観法と伝法の四点に特に絞り、上人の教化の特質を考察してゆきたいと考える。

そして、それ等が、弘法大師の教化と比較して、どのように継承されていたのかもみてゆきたい。

また、この命題が、それぞれその後の真言の歴史において、如何なる意味をもっていたのであろうか。

更に、この命題が、今日及び未来の密教の展開においても、必ずや基本的な示唆と課題を提示してゆくであろうことも、勘案してゆきたい。

以って、上人の教化の史的意義について、いささか究明してゆきたいと考える。

一、懺悔

1 発露懺悔文へのプロセス

興教大師の教化の姿勢の第一に、まず懺悔を取りあげ、その背景と構造を考えてみたい。

上人は、二十才の冬、高野山に入った。

「成仏せんと欲し、北京の聚落を出で、南山の禪林に入る」⁽¹⁾

と。この成仏とは、上人かねてからの素願で、

「少の昔より長大の今にいたる迄、即身に本地に到るの大道を求め、現生に性海を開くの深門を願ふ」⁽²⁾
ものであった。

上人は、しかし山上における宗祖大師の教学の衰微した実態に接し、深く心を痛めた。

上人は、廻国の行者で別所聖・阿波の上人と呼ばれる往生院の青蓮や、五の室最禪院の苦行者明寂、西谷月上院の長智ら真言念仏の聖にめぐりあった。

特に、明寂からは、求聞持の秘法を授かり、虚空藏菩薩の真言念誦に徹する苦行を八回も修して、大師の苦修練行を追体験していった。

上人三十一歳の時、付法の師、寛助（一〇五二—一一二五）が寂するや、師の悲願でもあった大師教学の復興と高野山の興隆を実現するため、伝法会を再興せんとして、伝然院の建立を発願した。

この伝法院も五年後の大治五年（一一三〇）四月八日落成した。⁽³⁾

次いで、上人の住房であり内観の道場である密厳院と、念願の大伝法院も、長承元年（一一三二）十月十七日鳥羽

上皇臨幸の中落慶をみ、同日夜には伝法大会が嚴修され、上人の宿願も達せられた。⁽⁴⁾

高野山に教学論義の盛行をみ、学侶雲集するに及び、金剛峰寺方の反感は伝法院方の排斥へと、その暴挙は、次第に險惡な情勢を生みだしていった。

しかし、大伝法院と密嚴院は、長承三年（一一三四）五月八日には、官符をもって共に御願所と定められ、⁽⁵⁾上人は大伝法院の座主職に就いた。

更に、同年九月二十一日には、金剛峰寺方の衆徒に対して「凶徒治罰院宣」⁽⁶⁾が下され、それに外護されて、ついに、その年の十二月二十五日、上人四十才にして、金剛峰寺の座主職についた。⁽⁷⁾

このことは、高野山が、東寺長者の統制下から独立したことを意味し、真言密教が、真然大徳の昔に復興されたことになる。上人はその宿願も達せられたので、翌長承四年（一一三五）二月、真誓に金剛峰寺と大伝法院の座主職を譲った。⁽⁸⁾

上人は、この年の正月一日より密嚴院の上院に住し無言行に入る諸準備を整え、三月二十一日より千日無言行に入った。

それは、一切の外縁を断ち「偏えに即身成仏の密行を修する」⁽⁹⁾瑜伽觀法に終始する内觀三昧に徹するものであった。それは、一切の外縁を断ち「偏えに即身成仏の密行を修する」瑜伽觀法に終始する内觀三昧に徹するものであった。

この無言行は、満四年余、足かけ五年に及び、保延五年（一一三九）四月二日に結願した。

件の「密嚴院発露懺悔文」は、この三昧の中に吐露された上人の清淨無垢な御心根の告白と悲痛な祈りであった。その深刻な罪業の認識と絶対の懺悔は、我等仏道を志すものにとって、その心根を寒からしむるほどの永遠の鉄槌となった。

2 発露懺悔文の根柢にあるもの

座主職を眞譽に譲り、世間の一切の煩縁を断つて、一人無言行に入つた上人の御心底には、虚空界の如き、「一切の分別を離れて、分別もなく、無分別も無し」⁽¹⁰⁾

という、自我と三業を空じ尽した境界があつて、はじめて、この懺悔が発露され得たものに相違ない、と思う。

これは、まさに「如来の解脱味」であり大空三昧の境位である。

それは、虚空は一つには、畢竟淨なるものであり、二つには無辺際なるものであり、二つには、無辺際なるものであり、三つには無分別なるものであるからである。⁽¹¹⁾

上人の解脱味たる一切智の心性もこのようなものであつたに相違ない。

しかも、この仏智の大虚空三昧においてこそ

「一切の相を離れ、常に分別なしと雖も、起作して、しかも無量の度門・種々の妙業みな成辨することを得る」⁽¹²⁾のである。

これを上人自身の御撰述に窺うに、『孔字観儀』には、まさに、

「目の身と心とをも忘じて、全く無分別に住す」⁽¹³⁾

の境界であり、又、『孔字問答』にも、

「不とは大悲為根の句なり。謂く不とは空なり。無なり。即ちこれ第一義諦の心無所住の心なり。

万行の妙業は、みな無住の心と実相の大空とに依つて、建立することを得。もし此の心に住せざる者は、所行の功德、実行に非るが故に」⁽¹⁴⁾

と明示されている。特に妙業の功德が、この無住の心と実相の大空とによつてのみ、建立され実現される、とある点

を顧慮しなくてはならない。この心無所住の境位は、『無相観頌』に、鮮明である。

「万法不生、猶如虛空、無相無念、假說虛空、非謂空相、
住無分別、無分別觀、堅立不動、遠離一切、妄想分別、
一切相狀、悉皆空寂、心念尚空、境界豈有」⁽¹⁵⁾

と。この無分別觀に住して一切の妄想分別を遠離して、心境共に空寂の境位に体達するのである。しかもこの妙境を堅持して不動、無分別に徹するのである。

この無分別觀が、上人の根柢にあつてこそ、

「我皆相代、盡懺悔、更亦不令受其報」

という、凶徒のためにも、あい代つて懺悔し、業報なきを祈る崇高無比な度門である無言教化の妙業が吐露され、件の発露懺悔文として結実されていたもの、と考えざるをえない。

更に、またこのことは、上人の最晩年にかけて、無言行結願以後のご活躍の御心底にも、常に、必ずやこの無分別觀が厳存していたであらうと考えなければならない。

3 発露懺悔文の史的情况

次に「発露懺悔文」（以下「本文」と略称す）の史的情况を探てみたい。

まず冒頭の「我等」は、具体的には金剛峰寺方と大伝法院方の全僧侶を指すものであらう。

「本文」の大綱は、大師の撰といわれる『三昧耶仏戒儀』の至心懺悔の文より導かれたものであらう。即ち、

「弟子某甲等、從過去無始已來、乃至今生、至於今日、無明迷覆、違失淨心、妄想攀緣、起諸分別・貪瞋癡等、無量煩惱・忿恨慳嫉、諸隨煩惱、起諸我慢、謗佛法僧、侵奪盜竊一切財物、故煞慢煞損害衆生、縱恣愚癡、起諸

貪染、飲^ミ酒、食^ヒ肉、及^ビ以^テ薰^ツ辛^ツ汗^ニ穢^シ伽藍^ニ、侵^ス損^ス常住^ヲ妄語綺語惡口兩舌、破戒破齋五逆十惡。如^ク是^レ等罪無量無辺。我今至^ニ誠^ニ發露懺悔^ス。願^{クハ}罪消滅^{セン}」(16)

と。彼之勘案するとき、上人の思想的依拠も自ら明らかとなろう。

因みにいう。般若三蔵の四十華嚴には、現今常用の懺悔文があるが、第四句の

「一切我今皆懺悔」⁽¹⁷⁾

の懺悔は、梵文では、

prāṭideśayāmi ahu sarvaṃ⁽¹⁸⁾

とあり、自己が本尊にすべてを告白することを意味している。

従って、不空訳の『普賢菩薩行願讚』には、

「我皆陳^ニ説^{シテ}於^ニ一切^ヲ」⁽¹⁹⁾

と、懺悔という言葉を用いず、「陳説したてまつる」となっている。

しかし、不空訳の『受菩提心戒儀』応懺悔段には、

「平等^{ナルコシ}如^ニ虚空^ヲ、我悉皆懺悔^{シテ}」⁽²⁰⁾

とあるのが、特に注目される。それは、前項において提起した真の懺悔の底にあるべきもの、即ち無分別平等性に住する大虚空三昧の境位が、ここに、既に提示されていて、それは、明らかに先の卑見をはずらずも支持していることになるであらう。

なお、「発露懺悔」の語は、早く、『無畏三蔵禅要』第三懺悔門に、

「今日、誠心、発露懺悔」⁽²¹⁾

とあるのを受け、大師のさきの『三昧耶仏戒儀』から、上人の「本文」へと導かれたもの、と考えられる。

さて、高野山の衰微した諸状況に照らしてみると、長承三年（一一三四）六月二十六日に持明院真誓阿闍梨に宛てた『本願上人書状』に、

「禪定の古風を尋ねず、恣に騒動の濫吹を致す。悪人来り易く、禅僧住し難し」⁽²²⁾

と、深く慨嘆されている状況が、本文の

「任意放逸、不持戒、心意散乱、不坐禅」

に反映しているとみられる。

又、保延二年（一一三六）十一月十七日の『本願上人五箇条注文』の第一に、

「仏法を訪はず、愛憎に随て浮沈す。貴賤に任せて軽重す。慎みずんばあるべからず。

凶徒御願を嫉妬し、恣に無実非理の訴を致し、真言秘密の道を滅んと擬す。

凶徒、且は違勅の大罪を存し、且は己身の諂曲を習ふ。云云⁽²³⁾

と。これは本文の

「違背、実相不修慧、触不触犯、非梵行、見卑賤人、生憍慢」

聞富饒、所起希望、見勝徳者、懷嫉妬、諂誑詐偽、空過日」

とあるのに相応している。

又、『凶徒治罰院宣』に厳しく糾弾する如く、

「凶徒群を結び、魔党友を引く。永く華台の望を忘れ、座席の論を成す。

或いは坐禅の床を妨げ、或は観念の窓を破る」⁽²⁴⁾

という金剛峰寺方凶徒の所業は、本文に、

「屢起忿恚不忍辱 多生三懈怠不精進 所受戒品忘不持
可學律儀 無好 不隨善友親癡人 不勤善根營惡行」

とあるのに反映している。

更に、重要なことは、自行の中に立ち入って、徹底した内観の中に、本文には

「観念仏一時發攀緣 讀誦經時錯文句」

と、内省を吐露し、三宝に対し徹して発露するのである。

しかも、法界の諸々の衆生の罪業を、上人一人において、代って懺悔し、その罪過業報の消除を祈ってやまないものである。

上人のこの懺悔文は、その根柢に前述の無分別に住する大空三昧あって、空前絶後の純粹徹底した懺悔がはじめて発露されていったものと考えられる。

そして、この懺悔文の精神は、仏道をめざすすべての者に千古に輝く無上の規範を垂示したものというべきである。

正に、法身如来の金剛の三密業用に生きる根本戒法として、常に襟を正して仰がねばならない。

上人の教化の本質として、第一にこの懺悔の姿勢を、まず、よく見極めて学ぶことが真言密教に生きる者にとって極めて肝要なことであると思う。

上人こそ、まさしく、懺悔の聖者と呼ばれるにふさわしい方であったといえよう。

二、立　　願

如来の誓願に生きることが、密教者の本道であると思うが、上人の第二の教化の本質的姿勢として、自からの立願に生きた点を考えてみたい。

1　道心を発す

上人は、二十九才の時、師寛助への『請授法書状』に、自から次の如く述べている。

「生年八才にして道心を発し、大日を本尊となし、真言を所帰となし、諸有の善根尽く自他の成仏に廻す。⁽²⁶⁾云云」
と。八才にして大日如来になることを立願された。しかも、自他の成仏に廻向する、という教化の姿勢を明らかにしていると共に人生の基本方向がこの立願に見事に決定している。

よって、「兩年を歴て、二親を離れて、一師に付⁽²⁷⁾」いたのである。これが十才と思われる。

次いで、十三才で九州より、求法のため、西海を渡って京洛仁和寺に入った。

十六才にして寛助に随って出家、沙弥十戒を受けた。⁽²⁸⁾

これより南都に遊学、東大寺戒壇院で具足戒を受け、興福寺等に、唯識三論を学ぶ。

十八才にして十八道を受け、十九才にして兩部の法を得て、⁽²⁹⁾四度加行を成満した。

2　高野山に入る

愈々諸準備も整い、二十才にして、念願の高野山に入住した。

「二十にして成仏せんと欲し、北京の聚落を出て、南山の禪林に入る」⁽³⁰⁾

と、自ら記している。この成仏とは、

「即身に本地に到るの大道を求め、現生に性海を開くの深門を願ふ」⁽³¹⁾
ものであつて、

「善根を成仏に廻らさずといふことなく、功德として利他のためにあらざることなし」⁽³²⁾
とするものであつた。

即ち、即身成仏を願ひ、利他のための教化の功德を期したものであつた。

これより、二十七才にかけ、許可灌頂は再三、伝法灌頂は八度に及んで授法した。

求聞持法が八度にわたり修せられたのもこの時期である。

上人二十八才の保安三年（一一二二）六月二十四日に開白し、八月十七日に結願した求聞持法の立願文をみるに、

「立ニ申大願ニ事等

一可_レ奉_ル書_ニ写供_ニ養請来録_ノ内真言_ノ一切経_ヲ得_ニ求_本

一可_レ奉_ル書_ニ写真言_ノ所學録_ノ内真言_ノ一切経_ヲ同_レ上_ニ隨_ニ借_{得本}

一可_レ奉_ル書_ニ写大師御作_ノ書_ヲ隨_ニ借_{得本}

一可_レ奉_ル図_ニ絵供_ニ養_ニ両界曼茶羅_ノ一鋪_ヲ或_ニ大_法隨_ニ便_也

一可_レ奉_ル図_ニ絵供_ニ養_ニ虚空藏菩薩像_ノ三鋪_ヲ各_ニ別_ニ一鋪_ノ可_レ與_之行_ニ此_ニ法_ノ之_人

一可_レ奉_ル令_メ誦_ニ般若心経_ノ一千二百卷_ヲ奉_ニ為_ニ大明神_{御法案}也

一可_レ奉_ル勤_ニ仕師事_ヲ也_{付_ニ世出世_ノ可_レ勵_ニ心力_也}

一可_レ奉_ル勵_ニ勤_ニ隨_ニ堪_ニ撰_ニ集_ニ真言宗章疏_ノ続_ニ密教壽命_ノ開_ニ行_ニ者_ノ心眼_ヲ

以^テ前大願等、悉地成就之後^ヲ、必可^ス奉^ル果^シ之^ヲ也。所^レ可^キ奉^ル立^テ之善願、因^テ茲^ニ自^ニ去六月二十四日之晨朝^ニ、至^{マデ}來八月十七日之早晨^ニ、偏^ニ為^ニ無上菩提^ニ、奉^リ修^ニ行求聞持法^ヲ、所^レ奉^ル祈^ニ請開^ニ發^{セント}於甚深廣大自然智慧^ヲ也。悉地若成者、精修^ニ深行^ヲ速証^ニ大道^ニ。報^ジ恩謝^レ德弘^ニ法利^ニ生^ヲ。(中略)大願非^レ一、修^ス難^キ修^シ之密行^ニ。

仰願^{ヤブ}真言教主大日如來・金剛薩埵、伏乞^テ本尊界會・能滿諸願虛空藏尊・兩界十方一切三宝・秘密伝燈八大祖師・大師・明神・金剛天等・三界八部・四海諸神各還^ニ念本誓^ヲ、曩願^ニ、同發^ニ起隨喜慈悲^ヲ、同心加持^{シテ}而不^レ失^セ弘法靈驗^ヲ、与力助成^{シテ}而莫^ク謬^{ルコト}往昔之誓願^ヲ、令^{シメタマヘ}弟子等速成^ニ就此悉地^ニ。早果^ニ遂^シ彼諸願^ヲ、成^ニ一切種智於當座^ニ、願^シ薩般若慧於即身^ニ、成仏得道速疾円満、弘法利生自在無礙^{ナラン}。願主僧覺饒、助成僧明寂、異口同心敬白。

保安三年七月廿日

題主僧 敬白

助成僧 明 寂 敬白

助成僧 永 尋 敬白⁽³³⁾

と。この八大願の究極の目標は、第八願にある行者上人自身の「心眼を開かしめる」ことにあり、「甚深廣大の自然の智慧を開発する」ことにあった。

この悉地が成就した後をもつて、立てた大願を果していく覚悟が披歴されている。

しかも、それが、「法を弘め生を利す」教化の姿勢に燃えたものであり、南山入住の素懷である「成仏得道速疾に円満し」、更に「弘法利生自在無礙ならん」ことを念じている点は、特に注目すべきところである。

更に、翌保安四年(一一二三)正月二十七日、上人は重ねて十大願を立て、求聞持法を修した。即ち、その求聞持立願文に、

「金剛弟子覺饒敬立^ニ申大願^ニ事

一可^シ奉^ル書^ニ寫^ス供^ニ養^シ真言^ヲ一切經^ニ

一可^シ奉^ル書^ニ寫^ス供^ニ養^シ顯教^ヲ一切經^ニ

一可^シ奉^ル建^ニ立^ス供^ニ養^シ理智法身^ヲ仏塔各一基^ニ

一可^シ奉^ル建^ニ立^ス供^ニ養^シ秘密真言^ヲ堂一字^ニ

一可^シ奉^ル造^ニ立^ス供^ニ養^シ等身^ヲ皆金色^ニ兩界大日各一体^ニ

一可^シ奉^ル造^ニ立^ス供^ニ養^シ兩界五智如來像各一体^ニ

一可^シ奉^ル図^ニ繪^ス供^ニ養^シ兩界曼荼羅並本尊像各一鋪^ニ

一可^シ奉^ル勤^ニ修^ス三七日夜不斷尊勝陀羅尼^ニ

一可^シ勤^ニ仕教^ス事師長父母眷屬無緣修學者^ニ

一可^シ奉^ル勵勤^ニ隨^ヒ堪^ル撰^ニ集真言宗章疏^ヲ統^ニ密教ノ壽命^ニ開^ニカシ行者ノ心眼^ニ

右十種大願悉地成就之後、必可^ス奉^ル果^ニ遂^グ之^ヲ也。

金剛弟子覺饒敬白^ニ十方三宝^ヲ言^フ、夫受^レ恩^ヲ不知者、不^レ異^ニ禽獸^ニ。蒙^ナ訓^ヲ不^レ報者、相^ニ同木石^ニ。爰有^ニ師名^ニミチ

聖人^ト。總^ニ以^テ三世一切善根功德^ヲ、不^レ遺^ニ一分^ヲ、尽皆^ニ為^ス覺饒^ノ今度深智開發^ニ、而所^ニ令^ル廻向^セ也。誠^ニ是^レ觀音普賢之行願、大日牟尼之意業也。(中略)

仰願^ニ大日如來^ヲ 虚空藏尊^ヲ 兩界三宝^ヲ 大師^ヲ 明神知^ニ見^{シテ}於所發之大願^ヲ、成^ニ就^{セシメタマヘ}所求之深智^ヲ、乃至法界平等利益^ヲ。敬白。

保安四年正月二十七日

仏子 覺 饒 敬白⁽³⁴⁾

と。この十大願には、前年の八大願にない、本質的な差異がみられる。

それは、仏塔の建立と秘密真言堂一字の建立、そして、そこにまつるべき等身の皆金色の両界大日尊像各一体（二軀）並びに両界の五智如来尊像の各一体（計十軀）の造顕、更には、無縁の修学者に対する教事が掲げられていることが注目される。

つまり、これは、次に展開する伝法院の造営への重要な布石となつてゆく史の意味を帯びているとみるべきものである。

それは、本師寛助の遷化（一一二五）と平為里の石手荘の寄進（一一二六）という重要な契機を俟つて実現へと踏み出すこととなるのである。

次いで、保安四年（一一二三）の九月二十七日、意を決して本師寛助僧正に秘極の伝授を懇請した。その『請授法書状』に、

「金剛弟子覺鑊 稽首接足 而白ニ大和尚ニ言フ

若於レ此ニ不レ授者、断ニ三世諸仏之仏種ニ、失ニ四種法身之法財ニ（中略）弟子雖レ似ニ自讚ニ非ニ其機ニ（中略）受伝法灌頂ニ八度も。（中略）但於レ彼事ニ未ダ蒙ラ恩許ニ。是以還更自疑云、若是弟子非ニ其器ニ歟。（中略）誠是憂中之至悲、苦中之極悩ナリ。

伏乞慈悲大阿闍梨耶、早授ニ彼法業ニ、速拔ニ此心箭ニ。若爾者昼夜精勤報ニ仏恩ニ、酬ニ師徳ニ、修念成就度ニ群生ニ、証ニ万徳ニ。不堪ニ求仏之至ニ、妄陳ニ渴法之志ニ。事若虚偽者、仏天証ニ明之ニ。

保安四年九月二十七日

仏子 覺 鑊 敬白⁽³⁷⁾

と。誠に切々たる懇請に溢れている。勿論「彼の事」「彼の法業」とあるのが最極大事の秘密灌頂であり、日に夜を ついで、法仏と金薩の威儀に住して、付法相承せられたと思う。

特に、「もし授法あらば、昼夜に精進して仏恩に報じ、師徳に酬ひ、修念成就して、群生を度し、万徳を証せん」と誓願を立てて、その法薬をもって群生を度し、如来の万徳を証せんとの教化の姿勢の貫かれたものであったことを指摘しておきたい。これが寛助僧正遷化の一年三ヶ月余りに前に実現したことは法幸至極というべきである。

3 秘密曼荼羅伝法会へ

次の立願は、まず上人卅六才の大治五年（一一三〇）の『伝法院供養願文』にみられる。即ち、

「敬白 奉修種種善根」事

一奉建立宝形造一間四面伝法堂一字、

一奉造立丈六金色尊勝仏頂一体、

一奉図絵金剛界大曼荼羅一鋪、

一奉図絵胎藏界大曼荼羅一鋪、

一奉書写梵字両界真言並尊勝大仏頂随求等陀羅尼各一卷、

一奉書写大日經七卷、教王經三卷、瑜祇理趣等諸真言經並九卷、竜猛菩提心論一卷、大日經疏二十卷、十住心

論等□作法門並十卷、

一奉勤修長日兩部行法各一時尊勝供養法一時、

一奉始修毎年二季秘密万荼羅伝法会、

右八箇善根一奉為 禪定聖靈仏果円満、一奉為 太上天皇宝算延長也

一奉始修長日愛染王法一時、

一奉念当日内尊勝陀羅尼二万遍、

右二箇善根一向奉_ニ為_ス 太上天皇御息災安穩增長宝壽_ニ也。

因_リ玆_ニ覺_ス 禪定聖靈在世之昔、鎮_ニ護_シ國家_ヲ、為_ニ濟_シ蒼生_ヲ、結_ニ構_シ 伝法之二院_ヲ、欲_ニ興_ニ秘教之一會_ヲ。(中略) 所_レ修者遍照法帝之境界、身語意密、互具三平等。所_レ談者大日經王之文義、声字実相、同_ニ含_ミ十住心_ヲ、学_ニ法界宮殿之説法_ヲ。(中略) 修_ニ彼秘密之法会_ニ所_レ獲_ル功德無量無辺_{ナリ}。

仰望_{ギムラクハ} 大日覺皇、尊勝仏頂、伏_{シテフ}乞_ニ兩界五部_ヲ、一切三宝、照_ニ見_シ一一之善根_ヲ、成就_{セシメテ} 各各之御願_ヲ。乃至法界平等利益。敬白。

大治五年四月八日

沙門 覺 鑲 敬白₍₃₈₎

と。七年前の「秘密真言堂」は、ここに、「伝法堂」として具体化していった。しかも「秘密曼荼羅伝法院」を修する、という大目標が設定されたのである。堂宇は小さく宝形造一間四面に過ぎなかったが、本尊は丈六金色の尊勝仏頂尊を仰ぎながら、長日兩部の行法と尊勝供養法とが勤修された。そして、毎年二季の「秘密曼荼羅伝法会」には、大日経の文義、声字義・十住心論等が論談された。まさに法界宮殿の説法を学ぶに等しく、この秘密法会の功德も量りしれない、と上人も記す通り、これはまさに大師以来の規模は小なりといえども真言教学の再興という史的悲願の実現にほかならなかった。

しかも、それが「國家を鎮護し、蒼生を済んがため」という教化の姿勢の貫かれたものであったことを指摘しておかねばならない。

この小伝法院は、忽ち、狹隘となり、二年後の長承元年(一一三二)十月十七日、大伝法院と住房の密厳院とが落慶をみたのである。

その時の『大伝法院建立奏状』に、

「高野山沙門覺饒 誠惶誠恐謹言」

請_レ被_下殊蒙_ニ鴻慈_ニ建立_ニ法一院_ニ加_中安丈六_中大日如来金剛薩埵_上狀

右件_ニ法法院者、三密紹隆之道場、万代不朽之御願也。

覺饒 早棲_ニ此山_ニ、歲月尚重矣、弘法利生之願、無_ニ時_ト而休_一、報恩謝德之心、逐_テ日_ヲ弥_レ苦_{ナリ}。是以多年之間、寸心竊_ニ念_フ、早建_ニ三間四面精舍、並鐘樓經藏、將_ニ安_ニ置_{セント}丈六三体、兩界曼荼羅、久_ク発_シ願_ヲ、雖_ニ庶幾_{スト}、道人清乏、有_レ志_シ無_レ力_シ。因_{リテ}茲_ニ且_ニ為_レ遂_ニ法密行之大願_ヲ、聊_カ締_シ構_シ一間四面之梵宇_ニ畢_メ。從_リ爾_リ以降_ニ二季_ニ法、三時密行、精勤修練、勇進_{シテ}不_レ退_カ。望_ミ請_フ鴻慈早被_下建_ニ立_ニ三間四面_ニ法堂_ヲ、加_ニ安_ニ丈六_ニ大日如来_ニ金剛薩埵_ニ像_ヲ、並建_ニ鐘樓_ニ經藏_ニ、安_ニ置_ニ鍾_ニ鐘_ニ。然則御願_ニ弘會_ニ超_ニ日月_ニ而長榮_ニ、上皇聖躬与_ニ天地_ニ而久榮_ニ。不堪_ニ悃疑_ニ之至_ニ。覺饒 誠惶誠恐謹言_上。」

と。この三間四面の法法院には、大六の大日如来と金剛薩埵とがさきの尊勝仏頂尊に加えて安置された。この精舎はまず三密紹隆の道場であると宣言されている。これに配するに鐘樓と經藏が建立せられた。かくして、上人の「法」と密行の大願は見事に遂げられた。

しかも、これは、上人の基本的素願である「弘法利生之願」であり、「時として休することな」かったと自から記している教化への不動の姿勢の当然しからしむるところであった。

其の後は、金剛峰寺方との悩事が続き、兩寺の座主職も退き、無言行に入る。

保延二年（一一三六）十一月十七日の『本願上人五箇条注文』の第四には、

「順_ニ高祖_ニ誓_ニ果_ニ大師願_ニ事

建_ニ立_ニ伽藍_ニ、護_ニ持_ニ佛法_ニ、紹_ニ隆_ニ密藏_ニ、鎮_ニ撫_ニ国家_ニ、崇_ニ重_ニ智行_ニ、勤_ニ勵_ニ修学_ニ、簡_ニ去_ニ凶徒_ニ、安_ニ堵_ニ禅侶_ニ、是則遍照高

祖、本誓、諸仏大師之素懷也。大師云、不可^レ求^ム藕次^ヲ、修学^ヲ爲^ス先^ニ。云云。又云、法資^ハ人弘^ニ、人待^ハ法昇^ヲ。人法一體^ニ、不得^レ別異^ル。云云（中略）經云、過^デ二十惡五逆^ニ、有^リ深重罪^一。得難^キ得^テ人身^ヲ、不^レ学^セ三仏法^ヲ是也。抄略勸^{スル}勵^{スル}修学^ヲ、又非^ル爲^ニ之乎。（中略）

右為_レ備_二□_一叡覽、大略注進言上如_レ件

保延二年十一月十七日

書之⁽⁴⁰⁾

と。これは修学への上人の基本的考え方を示したもので、伽藍をたて、仏法を護持し、特に密蔵を紹隆し、国家を鎮撫し、智行を崇重し、修学を勸励し、凶徒を簡去し、禅侶を安堵する、これが遍照如来の本誓であり、諸仏と大師の素懷であることを明示している。

藤次を求めてはならぬ。修学を優先にせよとの宗祖大師の言を引いている。

人法一体であるが、法は人によって弘まるので、その人は修学によってのみ作られる。

十惡五逆よりも深重な罪がある。それは、得難き人身を得ていながら、仏法を学ばないことだ、との経説は、誠に痛烈である。

もって、上人の勸学への立願、金剛の如きを知るのである。

法を弘めうる人は、修学により、法を究めつつあることよつてのみ作られる、とするのが上人の立願の特質といえよう。

従つて、究めつつ修するといふ教化の原点を踏まえた姿勢が貫かれ、常に新しい立願に生きつづけた上人の秘密曼荼羅法へのロマンが強く胸に迫ってくるのである。

結 語

上人の發露懺悔文の根柢には、大虚空三昧があつた、と考えられ、その無分別觀あつてこそ、千古に清淨無垢な、悲痛なまでの祈りと告白が吐露されたものと考えられる。

上人の發露懺悔文は、直接には、大師の『三昧耶仏戒儀』至心懺悔文の段より導かれたと考えられる。

間接的には、般若訳の四十華嚴、不空訳の『受菩提心戒儀』、『無畏三藏禪要』懺悔門等が上人の思想的背景として窺えるかと思う。

教団の社会的状況として、当時の高野山上の衰微した姿が、懺悔文の上に鮮烈に反映されている。それは『本願上人書狀』や『本願上人五箇条注文』、『凶徒治罰院宣』に徴して明らかである。

千古に類例を見ない、上人の深い懺悔の姿勢は、仏道に生きる者にとって、無上の規範を垂示したものとして、常にその教化上の真意義を学ばなければならないと思う。

大日如来を究めつづけた上人の基本のご誓願の中で、大別三期の立願が転機となつて二利が展開されたとみられる。

第一期は八才から十九才迄の間で、その基本が若冠八才の童子の「自他の成仏に廻す」というところに、むしろ、上人の教化の根本姿勢が開合され、集約されている、とみられる。

第二期は二十才から三十五才迄の間で、高野山において求聞持法の修法を中心に展開された。この時期は成仏に目標をおき、心眼の開発と、大師の求聞持法の追体験とが主眼であつた、とみられる。

しかし、後期に及んで変質し、秘密真言堂という伝法院への萌芽がみられはじめる。

この第二期の終りに本師寛助僧正からの授法が劇的に叶えられて、最極大事に達することができた。これは、上人の立願が、教化の原点においても、完璧な備えができた点で、極めて重要である。

第三期は、三十六才から入寂までで、一途に三密行法と秘密曼荼羅伝法会へと立願が絞られていった。

この伝法会が秘密曼荼羅と冠せられているところに、上人の大師教学正嫡の深趣を汲みとらねばならない。

上人の伝法と密行の大願も、弘法利生のご誓願も、難渋は深かったが、座主職に就いたことで、兎も角山上で叶えられた。

根来山は、上人のその千日無言行をくぐり抜けた清新の曙光を移して、上人安住の靈山となった。

懺悔と立願は、上人の生きる基本的姿勢であった。

その内容も、法身を究め、法身と共に生きる喜びを弘める極めて徹底したものであった。正に中興の祖と仰がれる所謂そこにあるが、今日の我々が、学ぶところ極めて大きいことはいうまでもない。

尚、今回考究の至らなかつた「観法と伝法」については、稿を改めて論究したいと思う。

註

(1) 註述懷詞、興大全下一三三九頁。

(2) 同右。

(3) 伝法院供養願文、興大全下、一三三三頁。

(4) 伝法院本願賞饒上人縁起、興教大師伝記史料全集、伝記、五四頁。

(5) 根来要書、興伝記史料全集、史料、六七三頁。

(6) 根来要書、興教大師伝記史料全集、史料、一〇〇九頁所載。長承三年(一一三四)九月二十一日。

(7) 根来要書上、興教大師伝記史料全集、史料、六九八頁。

「自今以後、永以二件院座主_ニ即為_ニ彼寺座主_ニ、可_レ令_ニ檢_ニ校_ニ一山_ニ知_ニ行_ニ満山_ニ云云。」

(8) 根来要書上、同右全集、史料、六九七頁。

「以_二座主職_一讓_二真譽阿闍梨_一」

(9) 兼海筆、覺鑊上人事、同右全集、伝記、三三八頁。

(10) 大日經住心、大正一八、一頁中。

「一切智智離、二切分別、無_二分別、無_二無分別_一」

(11) 大日經疏、大正三九、五八五頁下。

「(大空相の三義)一者虚空畢竟淨故。二者無辺際故。

三者無分別故。一切智心性亦如是。云々」

(12) 大日經疏、同右。

(13) 乳字觀儀、與大全下、一〇〇一頁。

(14) 乳字問答、與大全下、一〇二二頁。

(15) 無相觀頌、同右、一〇九九頁。

(16) 三昧耶仏戒儀、弘大全二、一四三頁。

(17) 般若三藏記、四十華嚴、大正一〇、八四七頁上。

(18) “The Gandaryāna Sutra” part IV, p. 543.

(19) 普賢菩薩行願讚、不空訳、大正一〇、八八〇頁上。

(20) 受善提心戒儀、不空訳、大正一八、九四〇頁下。

(21) 無畏三藏禪要、大正一八、九四三頁上。

(22) 本願上人書狀、與教大全下、一三六九頁。

(23) 本願上人五箇条注文、與大全下、一三七一頁。

(24) 凶徒治罰院宣、根来要書、與教大師伝記史料全集、史料、一〇〇九頁。

料、一〇〇九頁。

(25) 十住心論卷十、弘大全一、四〇七頁。二教論、弘大全

一、五〇一頁参照。

「化_レ者業用。言_ニ常以_二金剛_一、三密業用、亘_ニ於三世_一。令_ニ自他_一有情受_レ妙法樂_一也」

(26) 請授法書狀、與大全下、一三三六頁。

(27) 述懷詞大全下、一三三九頁。

(28) 伝法院本願覺鑊上人縁起、與教大師伝記史料全集、伝記、四八頁。天永元年十月日の条。

(29) 請受法書狀、與大全下、一三三六頁。

(30)(31)(32) 述懷詞、與大全下、一三三九頁。

(33) 立申大願事等、同右、九三三頁以下。

(34) 求聞持立願文、同右、九四一頁以下。

(35) 仁和寺御伝、仁和寺史料、寺誌編二、二二頁。寛助大僧

正、「天治二年正月十五日、卒、六十九才。」

(36) 根来要書上、石手庄寄進狀、大治元年七月日、與教大師

伝記史料全集、史料、八五一頁。

(37) 請授法書狀、與大全下、一三三五頁以下。

(38) 伝法院供養願文、同右、一三五三頁。

(39) 大伝法院建立奏狀、同右、一三四九頁。

(40) 本願上人五箇条注文、同右、一三七五頁。